

○国立大学法人埼玉大学教育学部附属学校委員会規程

〔平成16年4月1日〕
規則第49号

改正 平成18. 4. 1 18規則103 平成19. 4. 1 19規則42
平成20. 1. 24 19規則90 平成25. 3. 19 24規則71
令和7. 3. 27 6規則59

(趣旨)

第1条 本学教育学部に、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）の運営に関し、必要な事項を審議するため、附属学校委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織及び編制並びに教員人事に関すること。
- (2) 教育方針及び教育計画に関すること。
- (3) 教育実習に関する基本的な事項
- (4) 学部と附属学校との共同教育研究活動に関すること。
- (5) その他附属学校の運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学部長
- (2) 教育学部副学部長
- (3) 附属学校長（附属幼稚園にあつては、園長）
- (4) 附属学校副校長（附属幼稚園にあつては、副園長）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、教育学部副学部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、教育学部支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則103)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則42)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 1. 24 19規則90)

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成25. 3. 19 24規則71)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和7. 3. 27 6規則59)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。